

四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第13号

四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和52年四日市市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格証の提示)</p> <p>第6条 受給資格証の交付を受けた者 (以下「受給資格者」という。)は、 病院、診療所若しくは薬局又はその他 のもの(以下「医療担当者等」とい う。)から診療、薬剤の支給又は手当 を受けるときは、当該医療担当者等に 受給資格証を提示しなければならない。<u>ただし、受給資格者が受給資格証 に代えて、行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関 する法律(平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カー ドを提示することにより、医療担当者 等が受給資格情報を取得及び閲覧する ことができる場合は、この限りでな い。</u></p>	<p>(受給資格証の提示)</p> <p>第6条 受給資格証の交付を受けた者 (以下「受給資格者」という。)は、 病院、診療所若しくは薬局又はその他 のもの(以下「医療担当者等」とい う。)から診療、薬剤の支給又は手当 を受けるときは、当該医療担当者等に 受給資格証を提示しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和8年3月27日から施行する。

(こども未来部こども手当・医療給付課)